

## ～103万の壁 どうなった 2025年度税制改正（2）

神戸市職員信用組合相談員

(社)FP 税務・社会保険制度研究会 理事 小澤昭彦

### (3) 特定親族特別控除の創設

イ 居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

#### 【特定親族】

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下<sup>(注)</sup>の人をいいます。

なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

(注) 収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が123万円超188万円以下であれば、合計所得金額が58万円超123万円以下となります。

なお、下記の「参考」のとおり、親族の合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりませんが、扶養控除の対象となります（年齢19歳以上23歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は63万円です。）。

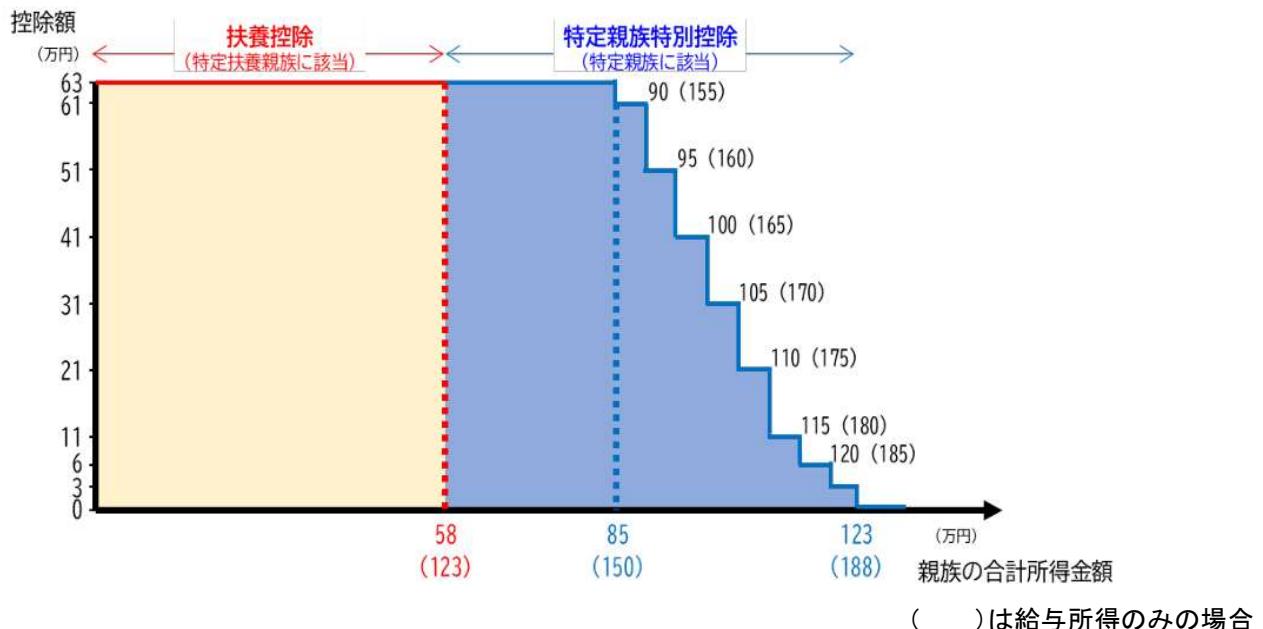
なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

#### 【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 <sup>(注)</sup> )	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【参考：居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族を有する場合に受けられる控除】



★全体を整理してみると次のようになります。(財務省 HP より)

○ 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

①所得税の基礎控除について、合計所得金額が 2,350 万円以下である個人の控除額を 10 万円引き上げ、**58 万円**とする。

②給与所得控除の最低保障額について、10 万円引き上げ、**65 万円**とする。

③居住者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等(その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が **123 万円以下であるものに限る。**)で控除対象扶養親族に該当しないもの有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から控除額を控除する。

すなわち、親族等の合計所得金額が 85 万円までは、親等が特定扶養控除と同額(**63 万円**)の所得控除を受けられ、また、親族等の合計所得金額が 85 万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に遞減し、合計所得金額が 123 万円を超えると消失する仕組みとする。

(※)控除額等については、所得税の場合のもの。

・上記の改正は、令和7年分以後の所得税及び令和8年度分以後の個人住民税について適用する。

## 【配偶者控除額または配偶者特別控除額の表】(国税庁)

(注)令和7年12月1日に施行され、令和7年分の所得税から適用される金額。

		給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給 与所得だけの場合 の配偶者の給与等 の収入金額
		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)	
配偶者 控除	配偶者の合計所得金額 <b>58万円以下</b>	38万円	26万円	13万円	1,230,000円以下
	<b>老人控除対象配偶者</b>	48万円	32万円	16万円	
配偶者 特別 控除	<b>58万円超95万円以下</b>	38万円	26万円	13万円	1,230,000円超 1,600,000円以下
	<b>95万円超100万円以下</b>	36万円	24万円	12万円	1,600,000円超 1,650,000円以下
	<b>100万円超105万円以下</b>	31万円	21万円	11万円	1,650,000円超 1,700,000円以下
	<b>105万円超110万円以下</b>	26万円	18万円	9万円	1,700,000円超 1,750,000円以下
	<b>110万円超115万円以下</b>	21万円	14万円	7万円	1,750,000円超 1,800,000円以下
	<b>115万円超120万円以下</b>	16万円	11万円	6万円	1,800,000円超 1,850,000円以下
	<b>120万円超125万円以下</b>	11万円	8万円	4万円	1,850,000円超 1,903,999円以下
	<b>125万円超130万円以下</b>	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	<b>130万円超133万円以下</b>	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	<b>133万円超</b>	0円	0円	0円	2,015,999円超

※ 所得金額調整控除が適用される場合は、かつての金額に15万円を加えてください。

